

「第3次秋田県読書活動推進基本計画」素案に関する
意見募集（パブリックコメント）の実施について

県では、「秋田県民の読書活動の推進に関する条例」（平成22年4月1日施行）に基づき、平成23年3月に「秋田県読書活動推進基本計画」（平成23～27年度）を、平成28年3月に「第2次秋田県読書活動推進基本計画」（平成28～令和2年度）を策定し、県民の読書活動の推進に取り組んできました。

令和3年度から始まる第3次秋田県読書活動推進基本計画では、「生涯にわたって読書に親しみ、心豊かに」を基本目標として、関係機関等と連携・協働しながら各施策に取り組んでまいります。

つきましては、県民の皆様からの御意見を第3次計画に反映させるため、素案に関する御意見を募集します。

- 1 計画の名称 「第3次秋田県読書活動推進基本計画」素案
- 2 関係資料等の公表場所
秋田県企画振興部総合政策課（県庁本庁舎3階）
秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）
秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課
美の国あきたネット（総合政策課のページ）
（URL）
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/54255>
- 3 意見の提出期間 令和2年12月14日（月）から
令和3年1月14日（木）まで（必着）
- 4 意見の提出方法
郵便、ファクシミリ、電子メール（様式は別紙のとおり。）
- 5 意見提出の際の留意事項
・いずれの方法による意見提出の場合も、住所・氏名を明記してください。
- 6 提出された意見の公表
・提出いただいた御意見については、県の考え方を付し、美の国あきたネットにて内容を公表します。その際、住所・氏名は公表しません。
・同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。
・素案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。
- 7 意見の提出先
秋田県企画振興部総合政策課 県民読書推進班

[郵便] 〒010-8570 秋田県秋田市山王4丁目1-1

[FAX] 018-860-3873

[電子メール] seisaku@pref.akita.lg.jp